



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- 沖縄県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例（中小企業支援課）…………… 1
- 沖縄県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例（スポーツ振興課）…………… 3

公布された条例のあらまし

- 沖縄県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例（条例第1号）
 - 1 基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めることとした。（第1条から第7条まで）
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第1項）
 - 3 この条例は、令和8年3月31日限り、その効力を失うこととした。（附則第2項）
- 沖縄県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例（条例第2号）
 - 1 基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めることとした。（第1条から第7条まで）
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第1項）
 - 3 この条例は、令和4年3月31日限り、その効力を失うこととした。（附則第2項）

条 例

沖縄県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例をここに公布する。

令和3年3月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第1号

沖縄県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例

(設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）及びそのまん延防

止のための措置によりその経営に影響を受けた中小企業者（第6条において単に「中小企業者」という。）の資金調達を支援することを目的として、県が行う事業の費用の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、沖縄県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、中小企業者の資金の借入れに係る保証料であって知事が別に定めるものの減額に要する費用を県が補助する事業の費用の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

（規則への委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

沖縄県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例をここに公布する。

令和3年3月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第2号

沖縄県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例

(設置)

第1条 東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に備えての競技技術の向上を図るため県内に来訪する選手等を受け入れることに伴い、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の発生の予防及びそのまん延の防止を図るための取組を強化することを目的として、県が行う事業の費用及び市町村が行う事業を支援するための費用の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、沖縄県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な費用の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 有限会社 アイドマ印刷 〒902-0073 那覇市字上間244番地(3F)
---	--